

社会参加

福祉タクシー券・自動車燃料券の交付

問合せ 障がいサービス課福祉係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

在宅で下記の障がいのため歩行困難な方を対象に、タクシー料金の支払いに利用できる福祉タクシー券又は給油料金の支払いに利用できる自動車燃料券を交付します。

対象になる方		1ヶ月分の交付枚数	
障がいの種類	手帳の等級	福祉タクシー券	自動車燃料券
下肢又は体幹障がい	1級	500円券 8枚 100円券 10枚 合計 5,000円分	普通自動車 500円券 5枚 合計 2,500円分 軽自動車 500円券 4枚 合計 2,000円分
戦傷病者手帳第3項症まで 歩行困難な区指定難病 脳性まひ 進行性筋萎縮症	身体障害者手帳・ 愛の手帳の交付を 受けていない方 身体障害者手帳・ 愛の手帳の交付を 受けている方	500円券 7枚 100円券 10枚 合計 4,500円分	
下肢又は体幹障がい 上肢障がい 視覚障がい 内部障がい 愛の手帳	2・3級 1・2級 1・2級 1級 1・2度		

対象にならない方

- ①施設に入所している方(施設によって受給対象の場合もあるので、ご相談ください)
- ②所得が一定額以上ある方(41ページ参照)
※交付を受けている方でも上記に該当した場合は交付を受けられなくなります。
再度要件を満たした際には改めて申請が必要です。区からの通知はありませんのでご注意ください。

交付方法

4月・10月(年2回)に6ヶ月分をまとめて、受け取り確認ができる方法で送付します。視覚障がいのある方で、福祉タクシー券利用案内の点字版を希望される場合はお申し出ください。

福祉タクシー券・自動車燃料券の切替手続

異なる券の交付を希望する場合は、所管の福祉事務所で手続が必要です。切替を希望する月の3ヶ月前までにご連絡ください。
なお、自動車燃料券を希望する場合は、手続に車検証が必要になります。

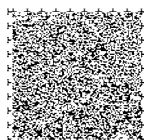
申請手続に必要な書類など

次の書類等を持参のうえ、所管の福祉事務所までお越しくください。

- [手帳所持者] 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳
- [難病の方] 特定医療費(指定難病)受給者証等又は診断書
(歩行困難であることが記載されたもの)

※診断書は、受給者証等記載の病名により省略できる場合があります。

- [燃料券申請者] 車検証(本人、同居の家族又は区内在住の2親等以内の方が所有の自家用車に限る)



※申請の際には、マイナンバーを記載していただくため、本人確認が必要です。
番号確認と身元確認のできる書類の提示をお願いいたします。

利用方法

福祉タクシー券・自動車燃料券は支払いの際にご利用いただけます。釣銭はでないため金券額面未満の端数は現金でお支払ください。交付枚数の中から必要な枚数をご利用いただき、有効期限内に利用しなかった券は障がいサービス課又は各福祉事務所にお返しく下さい。不正利用が判明した場合、交付が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●福祉タクシー券

ご本人が乗車（同乗者含む）する時に利用できます。

料金は、福祉タクシー券（料金相当額分）で支払うことができます。

板橋区と契約しているタクシーをご利用ください。

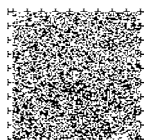
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の割引（23 ページ参照）と併用できます。乗車できる区域は、東京 23 区、武蔵野市、三鷹市です。降車はどこでもできます。

●自動車燃料券

車検証を提出した自家用車の給油に限り利用できます。

給油料金を自動車燃料券（料金相当額分）で支払うことができます。

板橋区が契約している店舗でご利用ください。



自動車運転教習費の助成

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

自動車運転免許取得にかかる経費（教習所入所料、技能・学科教習費、教材費など）の一部を助成します。教習を受ける前にご相談ください。

対象になる方

18 歳以上で、次のすべてに該当する方

- ・身体障害者手帳 1～3 級（ただし、内部障害 1～4 級、下肢・体幹障害 1～5 級の歩行困難な方も該当）又は愛の手帳 4 度以上
- ・運転免許試験場での運転適性検査に合格した方
- ・申請日の 3 ヶ月前から引き続き板橋区に居住している方
- ・他の制度により、運転免許に要する費用の助成を受けていない方
- ・当該年度（ただし、申請が 4 月から 6 月にあつては前年度）の特別区民税に係る所得割の課税額が 46 万円未満の方
- ・自動車運転免許取得後 1 年以内の方

助成額

限度額 164,800 円 当該年度（ただし、申請が 4 月から 6 月にあつては前年度）の特別区民税の所得割額により助成額を決定します。

申請に必要な書類など

- ①身体障害者手帳又は愛の手帳
- ②給与所得の源泉徴収票、所得税確定申告書の控等、前年分（1 月～6 月申請の場合は前々年分）の所得税の確認できる書類
- ③領収書（教習費内訳が記載されたもの）
- ④運転免許証（写）
- ⑤本人名義の預金通帳（インターネット銀行は除く）

自動車改造費の助成

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

就労等のため自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に助成します。改造の前に事前申請が助成の条件になります。

対象になる方

18 歳以上の身体障害者手帳の所持者で、次のすべてに該当する方

- ・上肢、下肢、体幹機能障害 1～2 級
- ・本人及び扶養義務者の前年所得が、制限額内であること（特別障害者手当の所得限度額 41 ページ参照）
- ・板橋区に居住している方

助成額

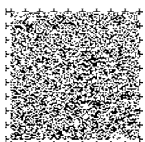
限度額 133,900 円

申請に必要な書類など

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・改造を行う業者の見積書
- ・車検証（写）
- ・本人及び扶養義務者等の前年所得額がわかるもの

助成金請求に必要な書類など

- ①領収書（改造費内訳を記載）
- ②改造後の車検証（軽微な改造の場合は改造箇所の写真等）
- ③本人名義の預金通帳（インターネット銀行を除く）



駐車禁止等除外標章の申請・交付先

問合 板橋警察署 ☎ 3964-0110
 志村警察署 ☎ 3966-0110
 高島平警察署 ☎ 3979-0110

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障がい者等本人が現に使用中の車両が、標章（ステッカー）と運転者の用務先をわかりやすく記載した書面を、前面ガラスの見やすい箇所に掲出することで、駐車禁止規制からの除外対象となります。タクシーや福祉車両等でも使用することができます。ただし、交差点内等全ての駐車が除外になるわけではありません。

対象になる方

障害の種類	等級	障害の種類	等級
視覚障害	1～3級・4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能1級又は2級（一上肢のみは除く）
聴覚障害	2・3級	内部障害	1～3級
平衡機能障害	3級	愛の手帳	1・2度
上肢機能障害	1級 2級の1・2級の2	精神障害者保健福祉手帳	1級で自立支援医療（精神通院医療）受給者
移動・下肢機能障害	1～4級	戦傷病者 上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
体幹機能障害	1～3級	戦傷病者 視覚・聴覚・平衡・体幹	特別項症～第4項症

※上記以外に小児慢性疾患児手帳（色素性乾皮症の認定を受けた方）が対象

※上肢機能障害の2級の1は両上肢の機能の著しい障害、2級の2は両上肢の全ての指を欠くものです。

※申請者のみ当標章は利用できます。

※申請・交付等の手続は都内警察署で可能です。詳細は上記窓口にお問合せいただくか、警視庁ホームページをご参照ください。

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/application/chusya_jogai.html

身体障害者補助犬の給付

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

行動範囲を拡大することで、自立と社会生活を促進することを目的として給付されます。

対象になる方

次の①～⑥のすべてに該当する方

①都内に居住する 18 歳以上の在宅の身体障がい者

- ・盲導犬…視覚障害 1 級
- ・介助犬…肢体不自由 1 級・2 級
- ・聴導犬…聴覚障害 2 級

②都内に概ね 1 年以上居住していること

③世帯全員にかかる所得税課税額の月平均金額が 7 万 7 千円未満であること

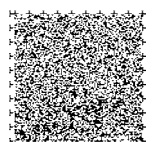
④居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること

⑤所定の訓練を受け補助犬を適切に管理できると認められること

⑥社会活動への参加に効果があると認められること

費用

無料（飼育料・管理費・治療費等は利用者負担）



障害者休養ホーム

問合 (公財) 日本チャリティ協会 ☎ 3353-5942
FAX 3359-7964

保養等を目的として、障がい者が家族や仲間と指定された保養施設を利用した場合、宿泊利用料の一部を助成します。

※案内書・申込書は、福祉事務所で配付しています。

助成内容

1泊につき次の額が限度額です。

障がい者…大人 6,490円まで、子供 5,770円まで、付添者…大人 3,250円まで

※障がい者本人と付添者を問わず1人年度2泊までです。

対象になる方

都内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者。
介助を必要とする方は、付添いの方も利用できます。

施設利用 (障がい者福祉センター)

問合 障がい者福祉センター ☎ 3550-3401
FAX 3550-3410

板橋区内に住所を有する障がい者とその保護者で組織する団体等は、障がい者福祉センターの講習会室、和室、多目的ホール、会議室・グループ活動室、陶芸室、相談室を無料で利用できます。利用時間や予約方法については、お問合せください。

各種セミナー・地域交流会

問合 障がい者福祉センター ☎ 3550-3401
FAX 3550-3410

次のようなセミナーを開催しています。開催日時等の詳細はお問合せください。

- ①当事者・支援者・家族等を対象としたセミナーや障がいに対する理解を深めるセミナー（障害者差別解消法セミナー、高次脳機能障がいセミナーなど）
- ②障がいがある方もない方も気軽に楽しめる地域交流会（フラワーコラージュ、ヨガなど）

障がい者スポーツ大会

問合 障がいサービス課福祉係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

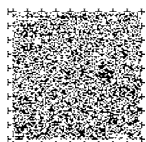
障がい者及びその家族等がスポーツを楽しみ、親睦を深めるとともに、スポーツを通じて障がいのある人とない人が交流を図り、お互いの理解を深める大会を開催します。

※詳しくは広報いたばしに掲載します。

障がい児(者)水泳教室

問合 障がいサービス課福祉係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

小学生以上 65歳未満で障がいのある方を対象に、区内温水プールを使用し、基礎から学ぶ水泳教室を行っています。また、介助者に介助方法を指導します。



障がい者レクリエーション・スポーツ教室

問合 障がいサービス課福祉係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

18歳以上の障がいのある方を対象に、パラリンピック種目のボッチャや手作りゲームを楽しむ教室です。障がいのある方の社会参加、健康維持を目的に車いすの方も参加できるレクリエーション等を行います。

障がい者週間記念行事

問合 障がいサービス課福祉係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

12月3日～9日までの1週間は障害者基本法で「障害者週間」と定められています。これを記念して、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っています。

※詳しくは広報いたばしに掲載します。

選挙

問合 選挙管理委員会事務局 ☎ 3579-2681
FAX 3579-2687

障がい等のある有権者の選挙権の行使を確保し、政治への参加を促進するため、以下のような制度があります。

- 点字投票…目の不自由な方は、点字器による投票ができます。
- 代理投票…候補者の氏名などを自書できない方は、投票管理者が定める補助者が投票の代理記載をします。
- 郵便等投票…重度の障がい等がある方で、かつ自書できる方が選挙の際に郵便又は信書便で投票できる制度です。

※郵便等投票をするためには、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

郵便等投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障がいのある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

- 各投票所に車いす、筆談ボード、コミュニケーション支援ボード、文鎮、ルーペの用意、車いす利用者投票記載台の配置
- 移動支援…障がい等のある方は、「移動支援」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。

